

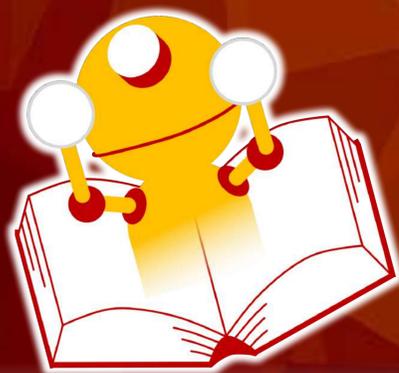
JST 戦略的創造研究推進事業 (RISTEX) 研究開発プロジェクト

自律性の検討に基づきなじみ社会における 人工知能の法的電子人格 キックオフシンポジウム

2017 11/22 (水) 13:00 ~ 16:15

銀座松竹スクエア13F セミナールーム

参加費
無料



将来の人工知能やロボットはある種の自律性を有し、設計者が予測できない行動をする可能性があります。このような状況に対し、現在の法制度では設計者か利用者が過度な法的責任を負わされる恐れがあり、健全な科学技術の進展が阻害される可能性があります。そこで本プロジェクトでは、自律的な人工知能に対する法人格論の分析を通じて、人工知能の法的取扱モデルを考案します。さらに、既存の責任理論の問題点を指摘し、リーガルビーイングズ (Legal Beings) としての人工システムに対する新たな制度を提案します。

プログラム

- 13:00 ~ 13:10 開会挨拶
浅田 稔 (研究代表者・大阪大学)
- 13:10 ~ 13:30 プロジェクト概要とグループ紹介1
「自律性レベルに基づく人工知能開発と検証」
浅田 稔、河合 祐司 (研究協力者・大阪大学)
- 13:30 ~ 13:45 グループ紹介2
「法人格が認められる条件についての法学的検討」
西貝 小名都 (共同研究者・首都大学東京)
- 13:45 ~ 14:00 グループ紹介3「人工知能の法的責任の検討」
稲谷 龍彦 (共同研究者・京都大学)
- 14:00 ~ 14:35 パネルディスカッション1「ペルソナ概念の来歴」
司会：西貝 小名都
パネリスト：葛西 康德 (研究協力者・東京大学)
野津 寛 (研究協力者・信州大学)
渡邊 顕彦 (研究協力者・大妻女子大学)
- 14:35 ~ 14:45 休憩
- 14:45 ~ 15:15 招待講演「人工知能とエージェント」
山川 宏 (ドワンゴ人工知能研究所)
- 15:15 ~ 16:00 パネルディスカッション2
「ロボットの法的主体性の一断面 ～ロボットは騙されるか～」
司会：西貝 吉晃 (研究協力者・日本大学)
パネリスト：浅田 稔、西貝 小名都、稲谷 龍彦
- 16:00 ~ 16:15 閉会挨拶
RISTEX「人と情報のエコシステム」領域総括
國領 二郎 (慶應義塾大学)

参加申し込み

<http://bit.ly/lb-kickoff>

定員：100名
(先着順)



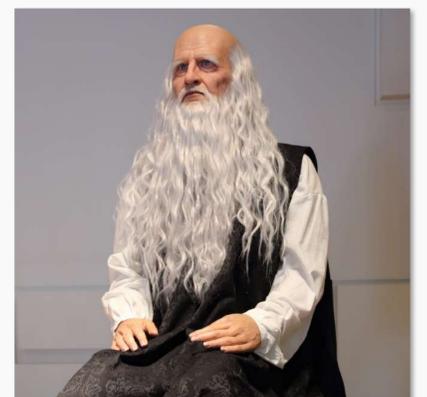
招待講演者

山川 宏
ドワンゴ人工知能研究所・所長
NPO 全脳アーキテク
チャ・イニシアティブ
代表



特別ゲスト

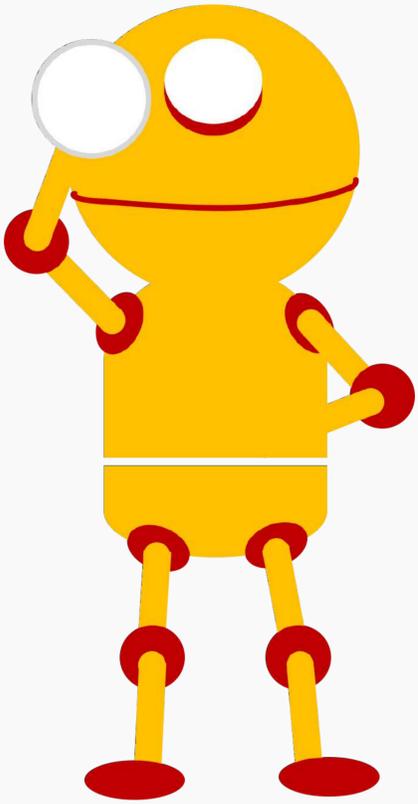
ダヴィンチアンドロイド



協力：
NPOダ・ヴィンチミュージアムネットワーク

お問い合わせ

<http://bit.ly/lb-contact>



リーガルビーイングズ (Legal Beings) の確立を目指して

これまでの法学と技術に関する研究は、いかに新しい技術が新しい危険を生み出しえるかを予想して、損害が発生した場合に関係者に責任を負わせたり、その開発を規制したりする方法に重点が置かれてきました。しかし、利用者が人工知能の振る舞いを逐一コントロールできない自律的な人工知能においては、関係者のみに責任を負わせる従来手法では、結局開発自体を規制せざるをえなくなってしまう可能性があります。このような観点から近年法律学で問題とされているのは、「法人格」という、現在人間やその他の団体が享受している地位を、人工知能にも広げるべき場合があるのではないかとといった点です。

本プロジェクトでは、人間のみを想定する規範の主体論を修正できるか否かという問題を、その前提条件となる人工知能の自律システム設計という作業とインタラクティブな形で行うことによって、人工知能が責任を負ったり法的規範を適用したりできる主体 (リーガルビーイングズ: Legal Beings) に加わるか否か、できるとすればその条件は何かについて、基礎理論的に検討し、将来の人と人工物がなじんだ社会における人工知能技術の実装に備えることを目指します。

グループ構成

I. 自律性レベルに基づく人工知能開発と検証 (浅田)

I-A. 人工知能の自律性検証

人工知能の様々なレベルの自律性について検討し、自律的な人工知能システムを構築します。

I-B. アンドロイドによる検証

人間と人工知能搭載のアンドロイドのインタラクションにおいて、その印象を評価することによって、システムの有効性を評価します。

工学における
自律性
実験結果

法学における
自律性
法人格を認め
る条件

II. 法人格が認められる条件についての法学的検討 (西貝)

近代人格論を検証した上で、現代の法人格に新たな主体を加えるための条件を法的視点から検証します。

III. 人工知能の法的責任の検討 (稲谷)

既存の法的責任理論の基礎を検証した上で、人工知能自体が法的責任の主体になれるかについて法的視点から検証します。

交通案内



銀座松竹スクエア
13F セミナールーム

東京メトロ 日比谷線
都営地下鉄 浅草線
「東銀座駅」5番出口より徒歩3分

東京メトロ 有楽町線
「新富町駅」1番出口より徒歩6分



リーガルビーイングズ

JST 戦略的創造研究推進事業 (RISTEX)
自律性の検討に基づくなじみ社会における
人工知能の法的電子人格
<http://bit.ly/legal-beings>